

## 入札説明書

大分県が委託する「大分県福祉・介護職員及び看護補助者処遇改善支援補助金交付審査等業務委託」に係る入札公告に基づく一般競争入札については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

入札に参加するものは、下記事項を熟知のうえ、入札しなければならない。この場合において、当該仕様等において疑義がある場合は、下記3に掲げる者に説明を求めることができる。

ただし、入札後、仕様等についての不知又は不明を理由として異議を申し立てることはできない。

### 1 公告日

令和6年3月28日（木）

### 2 競争入札に付する事項

#### (1) 業務名

大分県福祉・介護職員及び看護補助者処遇改善支援補助金交付審査等業務委託

#### (2) 委託期間

契約締結の日から令和6年12月27日（金）まで

#### (3) 委託業務の内容等

別添「大分県福祉・介護職員及び看護補助者処遇改善支援補助金交付審査等業務委託に係る仕様書」のとおり

#### (4) 業務実施場所

受注者において確保すること

### 3 契約に関する事務を担当する部局の名称

大分県大分市大手町3丁目1番1号

大分県福祉保健部高齢者福祉課（大分県庁別館3階）

TEL 097-506-2683 FAX 097-506-1737

### 4 契約条項を示す場所及び日時

大分県ホームページ及び大分県物品等電子入札システム（以下、「電子入札システム」という。）上に、令和6年4月4日（木）13時まで入札説明書及び委託業務仕様書等を掲載することにより契約条項を示す。

### 5 電子入札システムの利用

本案件は、電子入札システムにて行い、紙による入札は認めないものとする。

また、当該入札に係る事項は、この入札説明書に定めるもののほか、大分県物品等電子入札システム運用基準による。

## 6 入札参加条件

この業務委託については、次に掲げる全ての要件を満たしている者に限り入札参加を認める。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (2) 大分県が発注する物品等の製造の請負及び買入れ等に係る競争入札に参加する者に必要な資格を取得した者であること。
- (3) 次のいずれかに該当する者であること。
  - ア 大分県内に本店を有する者
  - イ この公告の日前に、上記（2）に掲げる資格の審査申請又は登録事項の変更届の手続きを経て、入札の参加及び見積り、契約の締結及び物品の納入、代金の請求及び受領並びにこれに付帯する一切の事項の権限を大分県内の支店又は営業所等に委託している者
- (4) 自己又は自己の役員等が、次のいずれにも該当しない者であること及び次に掲げる者がその経営に実質的に関与していないこと。

なお、資格要件確認のため、大分県警察本部に照会する場合がある。

  - ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
  - イ 暴力団員（同法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
  - ウ 暴力団員が役員となっている事業者
  - エ 暴力団員であることを知りながら、その者を雇用・使用している者
  - オ 暴力団員であることを知りながら、その者と下請契約又は資材、原材料の購入契約等を締結している者
  - カ 暴力団又は暴力団員に経済上の利益や便宜を供与している者
  - キ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会通念上ふさわしくない交際を有するなど、社会的に批判される関係を有している者
  - ク 暴力団又は暴力団員であることを知りながら、これらを利用している者
- (5) 電子入札システムにより事前に入札参加申請を行い、入札参加の承認を受けた者であること。
- (6) この公告の日から下記 10 に掲げる日までの間に、大分県が発注する物品等の製造の請負及び買入れ等に係る競争入札参加資格を有する者に対する指名停止の措置を受けていない者であること。

## 7 入札書及び契約の手続きにおいて使用する言語及び通貨

- (1) 使用言語：日本語
- (2) 通貨：日本国通貨又は日本国通貨を単位とする金額

## 8 電子入札システムによる入札参加申込期限

令和 6 年 4 月 4 日（木）13 時まで

## 9 電子入札システムによる入札金額の入力期間

自 令和6年4月5日（金） 11時  
至 令和6年4月8日（月） 11時

## 10 電子入札システムによる開札

予定日時：令和6年4月8日（月） 15時

## 11 再入札

開札をした場合において落札者がいないときは、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の8第4項の規定により再入札を行う。この場合において、再入札については入札金額入力期限、開札日時及び最低入札価格を別途通知するものとする。

## 12 大分県契約事務規則の適用

入札説明書及び業務委託仕様書等に特段の定めがない事項については、大分県契約事務規則（昭和39年3月31日大分県規則第22号）の規定を適用する。

## 13 入札保証金に関する事項

大分県契約事務規則第20条第3項第2号の規定により免除とする。

## 14 入札参加時の注意点

- (1) 入札には、登録事項の変更届の手續きを経て、入札の参加、契約の締結及び業務の履行、代金の請求及び受領並びにこれらに付帯する一切の事項の権限を有する者として登録を受けた者（以下「本人」という。）が参加することを原則とする。
- (2) 落札決定にあたっては、入札金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（円未満の端数があるときは切捨て）をもって落札価格とし、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入力すること。
- (3) 本入札に参加するには、事前に電子入札システムにおけるログインID及びパスワードの交付を受ける必要がある。
- (4) 入札金額の入力には、「入札参加通知」に記載されている6桁の認証番号が必要であり、「入札参加通知」は入札参加申請が承認された際に電子メールにより送信される。  
なお、認証番号の再発行は行わないものとする。

## 15 入札の無効

大分県契約事務規則第27条に規定する事項のほか、入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

なお、無効入札をした者は、再度入札に参加することができない場合がある。

## 16 落札者の決定方法

- (1) 有効な入札で、予定価格の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とする。

- (2) 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、電子入札システムにおいて電子くじによる落札者決定を行う。
- (3) 再入札は2回までとし、再入札の結果落札者が決定しない場合は、随意契約に移行する又は手続きを改めることとする。

#### 17 契約保証金に関する事項

大分県契約事務規則第5条第3項第9号の規定により免除とする。

#### 18 契約内容・仕様に関する問合せ先及び質問票の提出先

質問票(様式1)により、令和6年4月3日(水)17時までに、上記3に掲げる担当部局まで提出すること。なお、回答に時間を要する場合がありますので余裕をもって提出すること。